



福祉サービスを利用するために必要な受給者証の誤送付について

福祉サービスを利用するために必要な受給者証を送付した際に、次のとおり誤送付がありました。

1 概要

2種類の福祉サービスを利用する児童(Aさん)と、1種類の福祉サービスを利用する児童(Bさん)に対して、同日に受給者証を送付する際、Aさんの保護者に対して1種類の受給者証のみ送付し、Bさんの保護者に対してBさんの受給者証と、誤ってAさんに送付すべきもう1種類の受給者証を同封し送付しました。

送付内容(正)			送付内容(誤)	
Aさん	受給者証 A-①	➡	Aさん	受給者証 A-②
	受給者証 A-②			受給者証 B-①
Bさん	受給者証 B-①		Bさん	受給者証 A-①

2 影響

受給者証に記載の2名(Aさん及びAさんの保護者)

3 経緯

令和6年9月 4日 Aさん及びBさんへ受給者証を送付
9月11日 Aさん及びBさんが利用している相談支援事業所の職員から、Bさんの保護者に届いたAさんの受給者証を預かったと連絡があり、誤送付が判明

4 原因

同時に二人の受給者証を印刷し発送するにあたり、封入時の確認を複数人で行わなかったため、誤った受給者証を送付した。

5 対応状況

9月11日、誤送付の連絡をいただいた相談支援事業所の職員から誤って送付したAさんの受給者証を回収し、Aさん宅とBさん宅を直接訪問し謝罪するとともに、Aさんの保護者に正しい受給者証を交付しました。

6 再発防止策

受給者証など個人情報が含まれる書類を送付する際は、送付担当者が個人情報の取扱いの重要性を再認識した上で、封入封緘まで複数人で確認することを徹底します。